

茅野市生活環境保全条例の一部改正に伴う
第2回パブリックコメント（素案）にお寄せいただいたご意見と市の考え方

茅野市生活環境保全条例の一部改正に伴う第2回パブリックコメント（素案）を実施したところ、下記のとおり貴重なご意見をいただきました。

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

記

○パブリックコメントの実施状況

1 意見の募集期間	2 意見の提出者数と件数		3 意見の提出方法別人数				
	提出者	件数	メール	郵送	FAX	持参	計
令和4年1月14日（金） ～ 1月28日（金）	18人	55件	16人			2人	18人

※同一意見提出者から複数項目にわたるご意見をいただいている場合があるため、意見提出者数と意見件数は一致しない場合があります。

いただいたご意見とそれに対する市の考え方 (※代表的な意見をまとめて回答しております。)

No.	該当する箇所等	いただいた意見の概要	市の考え
1	定義の変更 (開発)	<ul style="list-style-type: none"> ・分割案件について、たとえ認定が取得されていても「一団の土地」として同一性が認められる場合には合算して扱うようにすべきだと思います。 ・開発許可申請の対象を3,000㎡とする根拠を明示してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地における事業については、事業主体、土地の利用形態の一体性、開発の時期等などによりそれぞれの事例ごとに判断してまいります。 ・条例第3条第1項第2号の開発の定義ウの「3,000㎡以上の土地の形状変更」との整合性を図り、太陽光発電設備の設置においても3,000㎡以上の事業を開発の対象とする方針です。
2	手続きについての追加及び変更 (看板の設置)	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の設置について、近隣住民には前もってできるだけ早く知らせてもらいたいです。市と事業者で勝手に話が進められてから住民が知るのでは遅いので、看板の設置、近隣住民に前もって分かる形は良いと思います。 ・「標識」ではなく一般になじみのある「看板」という言葉を使うことに好感を持ちました。市民にも分かりやすい表現の工夫は大事だと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に近隣住民等に事業の計画が周知され、周辺環境等に配慮されるなど地域に受け入れられる形で設備が適正に設置されることが望ましいと考えます。そのために、看板の設置の手続きを追加する方針です。 ・「標識」については、施行規則別表第4災害の防止に関する事項(8)において既に規定されていることから、区別するために「看板」とする方針です。
3	手続きについての追加及び変更 (説明会)	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民に変更があった場合、説明会が終了したあとであっても、発電事業を行っている間はいつでも説明しなければならないようにしてください。 ・説明会経過記録として詳細な記録を提出するようにしてください。また、出席者の代表者が実際の内容に相違がない事を確認したとする押印の欄を設けてください。 ・説明会は建設業者や代理人ではなく、事業者によるも 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会の開催については、事前協議終了後、国への認定申請または小売電気事業者との発電に係る契約手続きをする前に開催すること、当該計画を変更する場合も同様に開催することを規定する方針です。一方で、発電事業を行っている間はいつでも住民説明を行う義務の規定を設けることについては、事業者側の負担を考慮すると難しいと考えます。 ・第1回パブリックコメントでもお答えさせていただきましたが、議事録への押印については「説明会の議事録添付書類

		のとしてください。	<p>(参考様式)」において、記載内容が説明会で話し合われた内容と一致しているかについての確認印を押印する欄が設けられています。詳細はホームページをご確認ください。</p> <p>(https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/kankyo/270.html)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会には事業者が出席することが望ましいと考えますので、運用の中で、事業者はその旨を要請してまいります。
4	抑制区域の指定 (全般)	<ul style="list-style-type: none"> ・今の時代、太陽光発電は悪いことではありませんから、手綱を引きながら太陽光事業を進めなくてはいけないという、推進と抑制の行政のご苦勞をお察しいたします。現段階で、太陽光発電を巡ってのトラブルを抑えるための抑制区域を含めた条例改正は必要だと思えます。今回の条例案はかなり踏み込んだもので評価いたします。 ・自然豊かなこの地域を守っていくために抑制区域の設定に賛成です。 ・規制がないと乱開発のおそれがあり、至るところに設置が進むと思われるので、共同宣言や条例改正は賛成します。 ・条例制定で終わりにしないでほしいと思います。抑制するには土地活用を考える地主さんにとってもっと魅力的な地域に貢献する活用方法を示してほしいです。 <p>3市町村による八ヶ岳西麓共同宣言を経て、八ヶ岳西麓の環境、景観、観光、農業等の秩序ある具体的なイメージを住民参加で描き、それを到達目標にして協議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の条例改正に向けた手続きを進める中で、令和3年12月16日に富士見町、原村とともに「八ヶ岳西麓の豊かな自然環境と共生する未来に向けた共同宣言」(以下、八ヶ岳西麓共同宣言といいます。)を行えたことは、行政界を越えて八ヶ岳西麓の将来像を一帯的に考えていくうえで大きな副産物となったと感じています。この宣言をスタートにして、いただいたご意見も参考にさせていただきながら、改めて広域的な観点で環境、観光、農業等について協議してまいります。なお、共同宣言については、こちらのURLからご確認いただけます。 <p>(https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/kankyo/268.html)</p>

		を進める中で、抑制と推進の旗振りかじ取りを行政が担い、3市町村が足並みを揃えて行うことが大切だと思います。	
5	抑制区域の指定 (区域の追加)	<p>①土砂災害警戒区域、山地災害危険箇所を追加してください。</p> <p>②過去に盛土のあった場所を追加してください。</p> <p>③市街地、住宅地、用途地域を追加してください。</p> <p>④国定公園の周辺部を追加してください。</p> <p>⑤入笠山の麓全般を追加してください。</p> <p>⑥諏訪大社エリア、信濃金沢名所史跡マップにあるエリア全般を追加してください。</p> <p>⑦水源涵養地及び影響が予想される区域を追加してください。</p> <p>⑧学校、保育園、病院、福祉施設、公共施設等の周辺を追加してください。</p>	<p>①山間部における災害防止の観点で、地域森林計画対象の民有林等を追加しましたのでご理解ください。</p> <p>②すべての盛土の情報を市が把握しているわけではないので難しいと考えます。ただし、盛土情報を把握している土地の場合には、必要に応じて事業者 to 適切な対策を要請するように努めてまいります。</p> <p>③今後、災害時などを想定して地域内での設備の活用が進められていく可能性がある中で、一律に市街地や用途地域等を指定することは難しいと考えます。</p> <p>④～⑦原則的には、抑制区域は各種法令等で指定された区域と考えておりますのでご理解ください。なお、茅野市の文化財については、こちらの URL からご確認いただけます。 (https://www.city.chino.lg.jp/site/jomon/1825.html)</p> <p>⑧第1回パブリックコメントにお寄せいただいたご意見にもご回答いたしましたが、国において2030年までに自治体を持つ建築物や土地の半分に太陽光パネルを設置する方針が議論されている中で、保育園や学校等公共施設等の周辺について、教育施設等であることを理由にして抑制区域に指定することは難しいと考えます。一方で、施設周辺での太陽光発電設備の設置が課題となっていることは承知をしています。施設周辺で設備を設置する際には、事業者に対して周辺環境等へのより一層の配慮の取組を求めてまいります。</p>

6	抑制区域の指定 (民有林及び国有林)	<ul style="list-style-type: none"> ・民有林や国有林、急斜面を抑制区域に指定するのは良いと思います。土砂災害の元になるので、山の木を伐採してまでパネルを敷いたりしては絶対にダメだと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、当市内外で発生している土石流災害等を踏まえて改めて検討した結果、森林を伐採してまでの設備の設置は防災面の観点から望ましくないと考え、地域森林計画対象の民有林と国有林を抑制区域に追加する方針です。
7	抑制区域の指定 (農地)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の景観についてですが、例えば農業用ハウスならたくさん建てても景観上よいのか疑問です。水田地帯において太陽光発電事業の展開はとても有望だと思います。このチャレンジ精神を委縮させるような制限を現行以上に強化することはいかなものかと思いません。参入障壁を一層高くするような規制強化が、再生可能エネルギーの重要性の高まりに応えられるか疑問です。 ・青地農地を所有していて後継者がいない、土地を売りたいが売れない農業従事者が生きていくためにはどうすればいいのかが示されていないと思います。なぜ土地を手放すのか、諸々の理由で農業がもうできないからです。どうすればいいか教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観についての考え方は、さまざまな価値観や考え方がありうるものと認識しております。その中で、太陽光発電設備の設置については、事業者と近隣住民等との間でのトラブルが散見されてきた現実があります。そうした状況を勘案するなかでこの地域の未来を考えたときに、市の基本的な考え方として、自然環境等との調和を目指すこと、そして、太陽光の設置を控えていただきたい区域として農用地区域及び第一種農地についても抑制区域に指定する方針としましたのでご理解ください。 ・持続可能な農地保全は切迫した大きな課題であると認識しています。八ヶ岳西麓共同宣言を経るなかで、いただいたご意見を含めて、八ヶ岳西麓一帯の環境、観光、農業面等での振興策について、改めて富士見町及び原村等と広域的な協議を進めてまいります。
8	抑制区域の指定 (道路)	<ul style="list-style-type: none"> ・せっかく都会から山の景色を見に来ても、ギラギラのパネルばかりでは幻滅してしまいます。エコラインなど観光道路脇を抑制区域にするのは良いと思います。 ・蓼科中央高原は、観光の拠点でありまた新たな移住者が多数居住する地域です。設備が設置されるたびに住民トラブルが頻発しています。国道299号線の両側300 	<ul style="list-style-type: none"> ・八ヶ岳西麓の自然環境や景観は、首都圏をはじめ多くの旅行者や別荘所有者等にとって、都会から身近な癒しの場として唯一無二の貴重な付加価値をもたらしてくれています。魅力的な八ヶ岳西麓を守り続けることは、都市と地方とが末永く共存していくために私たちが最も大切にしなければならないことだと考え、八ヶ岳エコライン等の幹線道路の両側300mを抑制区域に追加いたしました。なお、国道299号につき

		mも抑制区域に指定してください。	ましては、八ヶ岳エコーラインと交差する地点から東側（八ヶ岳側）の両側300m以内の区域を抑制区域に指定する方針をお示ししてあります。
9	抑制区域の指定 (景観)	<ul style="list-style-type: none"> なぜ人の土地の景観が問われるのかが分かりません。個人の土地まで規制を受ける制度は疑問です。太陽光事業者の大半は、土地を購入して、自分の土地で事業を行うことをしています。太陽光発電設備が景観を損なうとはどういうことですか。どこまでの景観をいうのか教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 八ヶ岳西麓の自然環境や景観は、多くの旅行者や別荘所有者等にとって、都会から身近な貴重な癒しの場となっています。この地域に暮らす私たちのアイデンティティを守り、都市と地方とが末永く共存していくために最も大切なことは、地域の宝である魅力ある自然環境や景観を次世代につないでいくことであると考えています。その手段として、災害防止、自然環境、生活環境及び周辺景観等の観点で、野立て型太陽光発電設備の設置を抑制していただきたい区域を指定させていただき方針ですのでご理解ください。
10	抑制区域の指定 (抑制区域の図示)	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑩までであるが、区分や根拠法が広範囲にわたっており、具体的に示さないと分かりません。市民がどの部分が抑制区域にあたるのか理解するために、抑制区域をWEB上でPDF等で公開してほしいです。 	<ul style="list-style-type: none"> 抑制区域の概要図については、ホームページ上での公表に向けて準備をしているところです。一方で、予定する抑制区域の項目の多くは県等が最新の情報を所管している状況です。一部区域の詳細については長野県の「信州暮らしのマップ」において確認することができますのでご参考ください。 (https://www.pref.nagano.lg.jp/dx-promo/kensei/tokei/johoka/kurashinomap.html)
11	抑制区域の指定 (効果)	<ul style="list-style-type: none"> 抑制は禁止ではないので、どの程度の効果があるのか疑問です。抑制区域の設置において、市としてどの程度の効力を期待しているのか条例の中で明確にしてほしいです。 抑制区域の指定がどれだけ実効性を発揮できるかが重要です。規則等で事業者のハードルを高く設定してく 	<ul style="list-style-type: none"> これまで表明していなかった市の考え方について、新たに抑制区域として明文化することで抑止効果が生まれることを期待しています。 抑制区域内では、設置を控えていただきたい市の考えを事業者にご理解いただくとともに、仮に事業計画を進めるにあたっては、近隣住民等への説明範囲を拡大することにより、地

		<p>ださい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八ヶ岳西麓共同宣言において、「災害の発生が危惧されるなど、地域の理解が得られない野立て型太陽光発電設備の設置を望みません。」とあるように災害への対応が必要です。抑制区域①～⑤については、禁止区域に指定すべきだと思います。 	<p>域に受け入れられる形でより適正に設備が設置されることを望みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の範囲内での条例制定を原則とする当市の方針においては、禁止区域の指定は困難であると考えています。そのうえで、災害の防止、生活環境及び自然環境並びに周辺景観の保全等を図るため、太陽光発電設備の設置を控えていただきたい区域として抑制区域を指定する方針ですのでご理解ください。
12	抑制区域の指定 (近隣住民等の範囲)	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民とのトラブルになる前にしっかりと説明責任を果たしてもらいたいです。これまで事業地から50mだった住民説明の範囲が拡大されたことは良い事だと思います。管轄する行政区の区長への説明も必須にしてほしいです。 ・流下する雨水の影響を受ける場合は希望があれば、近隣住民等の範囲外の下流の水田耕作者、漁協等も含めてほしいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に受け入れられる形で設備が適正に設置されることが望ましいと考え、抑制区域においては従来よりも近隣住民等の範囲を拡大いたしました。なお、施行規則第21条第1項第2号において、太陽光発電事業区域に関係する区及び自治会は近隣住民等の対象として規定されています。 ・近隣住民等の範囲外の例外的な関係者については、必要に応じて、運用の中で説明対象に追加していただくよう事業者側に要請をしております。
13	施設基準の事項への追加 (地域活用)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に電気が地域のために使用できる構造にするのは良いと思います。すべて売電になっていては地域のためになりません。いざという時に周りで使えるようにしてほしいです。 ・地元の消費、自家消費に貢献するとした項目は、地産地消を目指す将来の発電を見据えた重要な項目だと思います。その観点で地元事業者の適切な事業展開については市として応援できる態勢をつくってください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活用要件については、国が固定価格買取制度の認定基準として規定しています。2020年度以降は認定要件とされていることから、当市でも国の方針に則り、施設基準の中に追加する方針です。今後、設備の地域内での活用が進められていくことを期待します。

14	施行期日 (早期化)	<ul style="list-style-type: none"> ・施行日が令和4年7月1日からの運用とありますが、即座に適用できるようにしてください。駆け込みで事業が進められることが心配です。 ・7月1日からの運用では遅いと思います。できるだけ早く始めてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行期日の早期化について複数のご意見をいただきました。今回の改正は、新たに看板設置や抑制区域における説明範囲の拡大などを事業者を求める内容です。地域に受け入れられる形での設備の適正な設置が進められるためには必要な手段であることから、施行日を早めることは望ましいと考えます。よって、施行期日の早期化を検討いたします。
15	その他 (調整池の設置)	<ul style="list-style-type: none"> ・パネルからの集中的な雨水の流下が下流に影響を及ぼすおそれがある事業の場合は、調整池の設置が必要だと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行規定において、雨水等を有効に排水するために、排水路、調整池等の排水施設を設ける等の対策がとられていることとされています。必要に応じて、調整池の設置について事業者と協議してまいります。 <p>(施行規則別表第4災害の防止に関する事項(4))</p>
16	その他 (緩衝帯)	<ul style="list-style-type: none"> ・ギリギリにパネルが設置されていると危険なので、敷地内に3～5mの緩衝帯を確保してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行規定において、第三者が太陽光発電設備に接触し感電するなどの被害を受けることがないように、設備と柵又は塀との距離を1メートル以上空けることとされていますのでご理解ください。 <p>(施行規則別表第4災害の防止に関する事項(7))</p>
17	その他 (遮蔽措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の規定では「必要に応じ、植栽により景観上有効な遮蔽措置が行われていること」とありますが、「必要に応じ」では抽象的なので、具体的な数字や基準を設けてください。また、歩行者が道路を歩いたとき、パネルが見えないように緑化することを規定してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遮蔽措置については、事業地の周辺環境や規模等により状況が異なることから一律に数値や基準を設けることは難しいと考えます。説明会等において、事業者と近隣住民等との話し合いにより各事業地に応じた適切な措置が見出されていくことを望みます。 <p>(施行規則別表第4周辺景観の保全に関する事項(2))</p>
18	その他 (維持管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈り、パネルや支柱のメンテナンスの計画を明確にしてほしいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行規定において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、設備の適切な保守点検及び維持管理に努めることとされています。事業者側に説

			<p>明会等で説明するよう求めてまいります。</p> <p>(施行規則別表第4事業の運営に関する事項(1))</p>
19	その他 (除草)	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず除草剤等の薬剤を使用する場合、300m以内の近隣住民に対し、直接説明をすること。不在等でできなかった場合には、内容証明などで確実に相手に通知し、読んだという回答を得ることをもって完了すること。質問にも誠実に答えること。実施30日前から看板を設置することを加えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行規定において、やむを得ず薬剤を使用する場合は、事前に周辺土地所有者等への周知を図るとともに、薬剤が周囲に飛散しないような措置が講じられることとされています。一方で、事業地の周辺環境等により状況が異なることから一律に具体的な数値や基準を設けることは難しいと考えます。 <p>(施行規則別表第4事業の運営に関する事項(2))</p>
20	その他 (廃棄処分)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に太陽光パネルが破損した場合、廃棄を考えるとリサイクルには手間や莫大な費用が発生するうえ、県内では廃棄物の受け入れが可能な施設はまだない現状です。処理費用も高額なため、不法投棄や放置される恐れがあります。国は廃棄費用を予め積み立てるよう義務づける制度を導入予定のようですが、事業者は突然の災害時に廃棄費用を確保できない可能性があります。被災時のパネル処理への対策を検討してください。 ・大規模な太陽光発電事業による20年後の処分問題が心配です。八ヶ岳西麓共同宣言を始め、少しでも規制が進むよう熱望します。 ・撤去費用の確保を義務化してください。 ・撤去費用をあらかじめ準備する内容を加えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が起こった場合など適正な太陽光発電設備の設置及び管理のために必要があると認めるとき、市は「報告の徴収」「指導及び助言」「勧告」の規定に基づいた措置を適用することを検討することになります。 ・国は廃棄に係る費用の確保として、源泉徴収的な外部積立の開始を予定しています。今後パネルの処理に係る状況について、国や地域等の動向や情勢を注視する中で引き続き情報収集に努めてまいります。 ・市の現行の規定において、設備の撤去及び処分に係る費用については、積立等による計画的な調達を行うこととされています。 <p>(施行規則別表第4事業の運営に関する事項(3))</p>
21	その他 (保険加入)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の規定において、火災保険や地震保険など保険加入の努力義務が明示されているが、努力義務なので加 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行規定においては、国の基準に準じて、設備の運転開始後の事故などによる損壊時の事業継続または第三者への損害に

		<p>入しなくても罰則もありません。20年先までの施設の維持や廃棄問題を考えると保険加入は必須と考えます。市の未来の環境を守るため、保険加入について明文化し、努力義務ではなく義務とし、加入をチェックする仕組みをつくってください。</p>	<p>備え、損害保険等へ加入するよう努めることとされています。一方で、国は今後、保険料の水準を含めた努力義務化の影響を見極めながら、遵守義務化の検討を進めることとしています。引き続き、国の動向を注視してまいります。 (施行規則別表第4事業の運営に関する事項(4))</p>
22	<p>その他 (提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・抑制を厳しくするだけでなく官民と土地所有者が良き方向で進められるように以下の項目に取り組んでいただきたいです。 (1) 低圧設備における発電電力量30%の自家消費について、使用したかではなく売電金額の30%を官(国、県、市)が受取り、高齢者所有の土地活用、土地の代替え費用等再エネの用途に充ててほしいです。 (2) 再エネ施設での50%分のCO2排出権を官に譲渡を盛り込み民間への排出権の協力体制を進めてほしいです。 (3) 隣接住宅の少ない市有地を再生エネルギー施設用地として、借地提供してカーボンゼロ対策に貢献してください。 (4) 非常用電源設備設置を条例等に定め、緊急時に有効活用できるように事業者にも協力してもらえようにご検討ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重なご提案ありがとうございます。再生可能エネルギーの推進は、地域に受け入れられ、地域と共生する方向性が望ましいと考えています。いただいたご意見を参考にしながら、この地域に適した手法を研究してまいります。なお、(4)につきましては、国の方針に則り、災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、50キロワット未満の設備にあっては、一般に利用できる構造とすることを規定する方針です。
23	<p>その他 (同意)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・抑制区域を設けるだけというのは不十分だと思います。市が勝手に抑制区域を設けるのではなく、周辺住民がたとえ少数でも反対していれば、しっかり和解するまでは作れないという内容にしてください。 ・近隣住民の同意を必須条件としてください。説明会の 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回パブリックコメントでもお答えさせていただきましたが、近隣住民等の同意を条件にすることについては、憲法で規定された財産権に抵触するおそれがあります。法令の範囲内での条例制定を原則とする当市の方針においては、同意義務の規定については難しいと考えます。引き続き、早期の段

		<p>開催義務は規定されていても、住民同意がないままではトラブルの根本的な解決にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地から300m以内の近隣住民の理解がなければ、原則禁止としてください。 ・単に区や区民等への説明だけでは、問題が解決しません。少なくとも合意もしくは承認制による一定の縛りが必要だと思います。また、既設設備の問題点の洗い出し作業が必要だと思います。 	<p>階で事業計画の説明会を開催することや近隣住民等の理解を得るように努めることを事業者に求めてまいります。</p>
24	その他 (遡及適用)	<ul style="list-style-type: none"> ・既に国の認定を取得している案件については条例を適用しないとされているが、現実に今問題となっているのは主に認定取得済み案件だと思います。条例が遡及されないのは承知ですが、なぜ認定取得済みでこれから設置しようとする案件を除外する制度設計としているのか教えてください。また、それらの案件についても、看板設置→事前協議→説明会という流れをきちんと踏むことで、公平性を保ってください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の設置にかかる届出の条例化に伴い、施行日である令和2年1月1日以後に国の認定を申請するものについては条例により、施行日より前に国の認定を申請してあるものについては「再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」（以下、ガイドラインといいます。）により事業者に指導をしています。これは条例化にあたり対象事業を明確にするための措置でした。一方で、ガイドラインの規定については、条例化に合わせて条例に準じた手続き内容に改正することにより公平性を保ってまいりました。今回の条例改正においても前回と同様に条例に準じた内容にガイドラインを改正する方針です。
25	その他 (ゼロカーボン)	<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも太陽光発電は「自分で使う電気は自分で作る」が基本のはずです。景観を問う前に行政として「茅野市で使う電気は茅野市で作るために」再生可能エネルギーの普及を進めるべきだと思います。設置してはいけないエリアとは別に設置可能なエリアの候補地や指定地域があってもいいと思います。再エネは太 	<ul style="list-style-type: none"> ・この問題に関しては、脱炭素化における重要度の高い再生可能エネルギーの推進の目的と、この地域ならではの恵まれた自然環境等の保全の目的とがちょうどよく調和、融合される形が望ましいと考えています。一方で、野立て型太陽光発電設備の設置においては、災害防止、自然環境、生活環境及び周辺景観等の観点で周辺住民の不安が懸念される事案がたび

		<p>太陽光発電だけでなく、小水力や風力、バイオマス等あります。自然環境維持と再エネ利用の両立を目指してほしいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活に最も必要とされることになった電気を安全に安定的に当地として確保していく観点が必要だと思います。そのためには再エネによる電気の地産地消が望ましいと考えます。それを具現化するために果たして屋根置き型太陽光発電設備や蓄電池の普及促進で足りるのか疑問です。日照時間が長く、風水害被害の比較的小さい当地において、現実的には野立て型太陽光発電設備が必要になると考えます。 環境への懸念と住民トラブルを引き起こしてきた野立て型太陽光発電設備ではなく、屋根置き型設備の普及促進をぜひ目指してほしいと望みます。 	<p>たび生じてきたことが今般の条例改正に向けた検討が始まった一端となっています。エネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの推進については、今後より一層大きな課題となるものと思われます。八ヶ岳西麓の豊かな自然環境と共生していけるような再エネ推進の方向性を探求していきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、50キロワット未満の太陽光発電設備について、地域でのトラブル等を鑑みて、全量売電を前提とした野立て型太陽光発電設備ではなく、自家消費を前提とした屋根置き型太陽光発電設備等の支援に重点化し、地域に密着した形での事業実施を求めることが重要であるとしています。また、県においては長野県ゼロカーボン戦略の中で、太陽光については屋根ソーラーの普及促進の方向性を示しています。こうした国県の動向、また、この地域における現況を鑑みの中で、当市では太陽光発電推進の分野においては、県と連携して屋根置き型太陽光発電設備と蓄電池の普及促進を目指すことが適切な方向性であると考えております。
26	<p>その他 (国、県の計画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後のエネルギー需要を鑑みると、新規での再生可能エネルギーがあとどの程度必要なのか、長野県でどの程度担う計画があるのか、国と県の計画を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 国及び長野県の脱炭素に向けた取組については、以下のURLからご確認いただけます。なお、長野県では再生可能エネルギー生産量について、2010年を基準にして2030年までに2倍増、2050年までに3倍増を目標に掲げています。詳細はホームページでご確認ください。 国の取組（脱炭素ポータル） https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/road-to-carbon-neutral/

			<ul style="list-style-type: none">・長野県ゼロカーボン戦略 <p><a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/keikaku/zerocarbo
n/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/keikaku/zerocarbo n/index.html</p>
--	--	--	---